

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860



米保長

大原

大原

次

米保長
大原

十月七日米保長在京米七使合議録

東郷

日時 十月七日午後四時—五時半 於米保長館三三三番

出席者 米保長 大原 米保長

議事録

大原 本日は米保長館の議題に關し三三三番の議事録を以て

討論せしむるに當り先づ大原の報告を以てす。本件に關し日本側の報告は

リテラチュアに付リテラチュアは心の如くである。本件を採上げられたる

は米保長館とは日本米保長館關係に關し是は日本米保長館の報告を

米保

外務省

米保 1060

強化しあせりたることあり、其の事は例へば同様の事あり

馬子。先般の米保長館の報告に於ては現に在る米保長館の報告より

制限のせいで米保長館の報告を重んずる事あり。米保長館の見解は不利なことに

なるとするが、そのために西米保長館の報告を優先せしめられたら、それ

は米保長館の報告を優先せしめられたら、それ

は米保長館の報告を優先せしめられたら、それ

子見ると、右は米保長館の報告を優先せしめられたら、それ

外務省

此の交換はすべからざるが、拒否は認められぬ。此の事は
日本側より交渉はせしめようが、（注） 交渉はせしめようが、
交渉はせしめようが、
交渉はせしめようが、

此の交換はすべからざるが、拒否は認められぬ。此の事は
日本側より交渉はせしめようが、
交渉はせしめようが、
交渉はせしめようが、

大臣 事件を採らざる事は日本側からして決まらぬ

此の交換はすべからざるが、拒否は認められぬ。此の事は
日本側より交渉はせしめようが、
交渉はせしめようが、
交渉はせしめようが、

経職法會議 乃に之に付するは、欲せばそより身ゆかせに在まらば
 士内閣をたつて来りて、若し合旨 両院會合派が如きといふと、合意
 等上は内閣となりて来りて、斯く事柄が先月二十日迄の未
 明き一事の長き 扱理並に之の素子、憲幹部とも相違を盡す
 機體の積り長き右等、其の在様を事柄の現に在件に當りては
 幾分不甲斐なくして居る。當初の思込には、経職法を中々とする内
 閣は、若し即ち合意ありて一軌路に、其の治法を進むる所

政府の考も意は所し、蓋内閣に致せると考へて来たが、今日も世に
 空室に言ふを、経職法の扱理の所は、意内に持て置かれ、起り、起りては
 在件に於て未だ中は、相違も未だなき事柄となり、事柄なり。
 此の如き世に、予より考へ、二十日迄には、積り、積りて進む
 行くに、行かぬ、世に、如く、如火に、在件、在件の上
 めて、と云ふ、凡は、是より、二十日迄、事柄、研究は、勿論、進
 む、又、予が、予の、合意は、行へ、事、行へ、治法、と、意見の

この國情を以て PR を行はせざるべし、之を警務局長の
任期に付す。

兎も昨日の談話にて件の國情相違が事實上行つたのは遺憾
である。先般申した様に若干話合の違ふと持ていなければ
ならぬ。

右使 條約以外の問題が之程多量に扱はれざる事事はよく
知る。米側としては之を不満足はなく、そのほか米の區は無理に

進めようと思ふ。又事件の警務局長は持ていられ、其の警
務を要するところなる警務局長の一段持て行つてまいある。大臣は
之れと言はれぬが平白にしてし、又其の持て行つてまいある。又
之れは米側を以て合意の案を以て之れを以て合意をやりぬ。又之れ
以外の場合に付ても、何れとては米國側の案は合意申上げし
たものとす。日本側から見ては固同様に意見があるものとす。
は、之れを以ては此の警務局長の任期を以てはぬ。

上凡ありて見ゆべし之令之終る。

外務省